

「野口英世記念財団」不正競争行為差止請求事件：東京地裁平成 23(ワ)39771・平成 26 年 10 月 16 日（民 47 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

財団表示の周知性，被告行為の原告営業との混同性，法人の名称表示の類否

【事案の概要】

本件は，原告（ノグチ メディカル リサーチ インスティテュート（米国財団法人野口医学研究所））が，被告Aに対し，被告が原告の周知な営業表示に類似する営業表示を使用して原告の営業と混同を生じさせ，また，被告の上記営業表示の使用が訴訟上の和解で定めた義務に違反すると主張して，不当利得返還請求権又は債務不履行による損害賠償請求権に基づき，被告が受領した協賛金等の額に相当する 1 8 0 0 万円の損失又は損害及びこれに対する訴状送達の日
の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがいないか，後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は，昭和 5 8 年 6 月に，医学者野口英世の業績を記念し，日米医学交流の促進を目的に掲げ，アメリカ合衆国ペンシルベニア州に設立された法人であり，日本国内及び国外において，「米国財団法人野口医学研究所」との表示（以下「原告表示」という。）を使用して，医学交流活動，日本語により受診可能な人間ドック，医療健康相談サービス等を行い，医師，医学生，看護師の医学留学のサポートをするために，留学の説明会，留学先の紹介等も行っている。

被告は，米国財団法人野口英世記念財団（以下「本件財団」という。）の理事長を務めていた者で，かつ，野口グローバルライフ株式会社（以下「本件会社」という。）の取締役であった者である（甲 3，4）。

(2) 原告は，平成 1 4 年 1 2 月 6 日，当裁判所に対し，本件財団を被告として，「米国財団法人野口英世記念財団」との表示の使用の差止めを求める訴え（平成 1 4 年（ワ）第 2 6 9 6 1 号事件。以下「前訴」という。）を提起した。

本件前訴において，平成 1 6 年 8 月 2 4 日，原告と本件財団との間で，以下の内容を含む訴訟上の和解（以下「本件和解」という。甲 4）が成立した。

ア 本件財団が「米国財団法人野口英世記念財団」の名称によって日米医学交流事業を行う場合は，その時期，場所，実施内容を原告に事前に連絡し，協議した上でこれを行う。原告と本件財団は，本和解成立後相互に情報の交換等を行い，日米医学交流の促進のために協力し，信頼関係を築くことに努力する。（2 項）

イ 本件財団は，株式会社野口メドライン（以下「野口メドライン」とい

う。)をして、平成16年12月20日限り、野ロメドラインのホームページを別紙「野ロメドラインのホームページの変更」記載のとおり修正させる。(4項)

ウ 本件財団は、野ロメドラインをして、平成18年6月末日限り、野ロメディカルホットラインの会員証につき、野口英世の肖像の写真及び「業務提携：米国財団法人野口英世記念財団」「提供：米国財団法人野口英世記念財団」の文字を削除する。(5項(1))

エ 本件財団は、平成21年6月末日までの間に、野ロメドラインが上記イ、ウについて違反をした場合には、違反の日から違反が解消される日まで1日につき2万円の違約金を支払い、原告に上記違約金を上回る損害が生じた場合には、上回る損害を付加して支払う。(6項)

(3) 本件財団は、平成18年10月30日ころの理事会の解散決議により法人格を失った(甲6)。

2 争点

(1) 不正競争に基づく不当利得返還請求権の成否

ア 原告表示は原告の営業の表示として周知であるか

イ 本件財団の表示は原告表示と同一又は類似であるか

ウ 被告の行為は原告の営業と混同を生じさせるものであるか

エ 被告が利益を受け、そのために原告に損失を及ぼしたか

(2) 本件和解に定めた義務の違反に基づく損害賠償請求権の成否

【判 断】

1 争点(1)(不正競争に基づく不当利得返還請求権の成否)について

本件の事案に鑑み、本件財団の表示は原告表示と同一又は類似であるか及び被告の行為は原告の営業と混同を生じさせるものであるかについて判断する。

(1) 原告表示は、団体の種類を表す「米国財団法人」の部分を除くと、「野口」と「医学研究所」とで構成されている。このうち、「野口」の部分は、医学者野口英世に由来する氏であるが、日本国内では一般的な氏を表すから、当然に医学者野口英世を想起させるものではない。また、「医学研究所」は、学問分野としての医学に関連する研究を行う機関を意味するものであると考えられる。そうであるから、これらを組み合わせた原告表示は、医療に係る団体の名称として特別顕著なものとはいえない。

本件財団の表示は、団体の種類を表す「米国財団法人」の部分を除くと、「野口英世」と「記念財団」とで構成されている。このうち、「野口英世」の部分は、医学者野口英世に由来する氏名であり、医学者野口英世を想起させる。また、「記念財団」の部分は、特定の者の業績等を記念する財団に付される一般的な名称であると考えられる。

そうすると、団体の種類を表す「米国財団法人」は、特定の営業を識別する機能がないから、原告表示と本件財団の表示との類否を判断するに当たって

は、原告表示のうちの「野口医学研究所」と本件財団の表示のうちの「野口英世記念財団」とを対比するのが相当である。そして、原告表示のうちの「野口」の部分が医学者野口英世を想起させることがあるとしても、これに続く「医学研究所」の部分と「記念財団」の部分は、外観、観念、称呼が異なるから、本件財団の表示は、原告表示に類似しないのであって、取引者又は需要者において、原告の営業と混同を生じさせるおそれがあると認めることはできない。

(2) 原告は、現実に原告と本件財団を混同した事例がある旨主張するが、本件会社を原告と思い込んで問合せをしてきた者がいる旨のメモ（甲48）は、本件財団の表示が原告表示に類似することや、本件財団の表示の使用により原告の営業と混同を生じさせることの根拠とはならないし、本件財団がバックにある会社について電話をしたが通じないので原告に電話をかけたという者がいる旨のメモ（甲47）は、仮にその事実が認められるとしても、原告表示が医療関係の団体の名称として特別顕著なものとはいえないことなどからすれば、これをもって、本件財団の表示が原告表示に類似して、原告の営業と混同を生じさせるおそれがあると認めるには足りない。原告の主張は、採用することができない。

(3) したがって、不正競争に基づく原告の請求は、理由がない。

2 争点(2) (本件和解に定めた義務の違反に基づく損害賠償請求権の成否) について

(1) 原告の主張によれば、被告の受領した協賛金等が原告の得べかりし利益として原告の損害となるためには、本件財団の表示が原告表示に類似し、原告の営業と混同を生じさせたことが前提となっていると考えられるが、前記1のとおり、本件財団の表示が原告表示に類似し、原告の営業と混同を生じさせるおそれがあると認めることはできないし、本件財団の表示の使用により原告の信用が毀損されると認めることもできないから、仮に被告に本件和解で定めた義務の違反があったとしても、これにより原告が主張するような損害が発生したと認めることはできない。

(2) なお、仮に原告がロゴマークに係る損害の発生を主張する趣旨であると考えたとしても、証拠（甲53の1）によれば、原告が使用するロゴマークは、大円とその右側上部の十字の図形とからなり、大円の内部に経線緯線様の線を配置し、中央に「N o g u c h i」、その下に「H u m a n D r y D o c k」、 「N i n g e n D o c k」の英文字を横書きで配置し、円の周囲に「I N T E R N A T I O N A L H E A L T H & C L I N I C」、 「N o g u c h i M e d i c a l R e s e a r c h I n s t i t u t e」の英文字を周囲に沿って配置したものであることが認められるところ、本件ロゴマークがこれに類似するとは認められないから、被告が本件ロゴマークを使用していたとしても、被告の受領した協賛金等が原告の得べかりし利益として原告の損害となるとは認められない。

(3) したがって、本件和解に定めた義務の違反に基づく原告の請求は、理由がない。

3 よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この事案は、野口英世博士ゆかりの米国の財団が、元財団の理事長を相手に不正競争に基づく不当利得の返還請求をした事件である。

これについて、裁判所はまず、原告の財団表示は、「米国財団法人」の部分以外は、「野口」と「医学研究所」とで構成されているところ、「野口」の部分は「日本国内では一般的な氏を表すから、当然に医学者野口英世を想起させるものではない。」と認定したが、なぜ野口英世に由来する「医学研究所」であると一体に解することをしなかったのだろうか。

もし「野口医学研究所」という名称を分離することなく文字どおり一体に解していれば、医療に関係する団体名称として特別顕著性（旧商標法1条2項参照）を有するものと認定することはできたはずである。

2. そこで、裁判所は、原告表示中の「野口医学研究所」と本件財団表示中の「野口英世記念財団」とから、野口や野口英世の人物名をそれぞれ除外して「医学研究所」と「記念財団」とを対比するという論法をとり、その結果、外観、観念、称呼が異なるから、両表示は類似しないと判断し、取引者・需要者は両者の営業を混同するおそれがないと認定したのである。

しかしながら、「医学研究所」と「記念財団」とは、団体の概念としては異なるとしても、「野口」や「野口英世」が頭につくことによって、概念全体としては類似する団体と十分観念することができるのではなかろうか。

すると、不競法2条1項1号の適用を原告が狙っていたとすれば、混同の事実が立証されなくても、「混同を生じさせる行為」の表示に該当すると解しても間違いないのであろう。

3. この判決の判断理由を読んで思うことは、この裁判部には、説示に論理の矛盾が認められるのであり、かかる事案に対する未熟さを覚えているのである。したがって、実務に入る前に、商標法や不正競争防止法の基本書と実務書を熟読し猛勉強することをお願いしたい。これは、裁判所に期待する国民の願いである。

〔牛木 理一〕

別紙

野口メドラインのホームページの変更

- 1 すべてのページにおける変更
 - (1) 最上部にある米国財団法人野口英世記念財団のカテゴリーを消去する。
 - (2) 上部に書かれた「Noguchi Hideyo Memorial Foundation was established in New York in 2002」との文字を削除する。
 - (3) 文書の背景に使用されている「NOGUCHI HIDEYO MEMORIAL FOUNDATION 2002」とのロゴマークを削除する。
- 2 トップページにおける変更
 - (1) M e n u 欄の米国財団法人野口英世記念財団のカテゴリーを消去する。
 - (2) トップページで使用していた画像部分から、「2002年4月。その偉大なる業績を祈念して米国財団法人野口英世記念財団がニューヨーク州に設立された。」というような、野口英世記念財団のイメージを消去する。
 - (3) C o n t a c t 欄から、「米国法人野口英世記念財団指定法人」との文字を削除する。
 - (4) T o p i c s 欄から、野口メドラインと関係のないニュースは削除する。
 - (5) 「野口英世記念財団協力病院」にリンクする表示から、「野口英世記念財団」の文字を消去する。
 - (6) バナー広告の上方にあった「当社は野口英世博士の業績を祈念してニューヨーク州に設立された米国財団法人野口英世記念財団への支援を社会貢献活動の柱と考え・・・」という記載を消去し、「当方は米国財団法人野口医学研究所とは一切関係ございません」というコメントを追加する。
- 3 会社概要のページにおける変更
 - 右上部にあるロゴマークを消去する。
- 4 社会貢献のページにおける変更
 - 感謝状の写真を削除する。ただし、感謝状を受けたことを文言で説明することに対しては、原告は異議を述べない。
- 5 野口メディカルホットラインのページにおける変更
 - 最下部にある「野口メディカルホットラインの収益金の一部は、米国法人野口英世記念財団を通じて、国際医学貢献のために役立てられます。・・・」と記載されている部分から、野口英世の写真を削除し、営業上の誤認混同を生ずるおそれのある使用は一切しない。ただし、野口英世

を顕彰するために写真を使用すること及び上記文章については、原告は異議を述べない。

6 メディカルバンクのページにおける変更

患者と各病院とサーバーをインターネットで繋ぐ説明図に記載されている「米国法人野口英世記念財団」との文字を削除し、「野ロメドライン」に変更する。

7 セミナー・講演のページにおける変更

「セミナー等に当財団の経験豊かな医師・・・」との文書から「当財団」との文字を削除する。

以上

(別紙)

標章目録

